

被 処 分 者	認定証番号	第 2 2 7 号
	自動車運転代行業の名称又は記号	山田 由香里 (代行はっちゃん)
	主たる営業所が所在する市区町村	岡山県津山市
処分年月日	令和 5 年 1 2 月 2 1 日	
処分内容	指示処分	
処分理由	<p>立入検査等の結果、以下の事実を確認したため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償措置を講ずべき義務違反 ・ 帳簿等の備付け義務違反 	
根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 2 条及び第 2 0 条第 2 項	
処分を行った都道府県	岡山県	